

県立敷島公園競技場 独占利用使用料A 2019.10月より消費税増税のため料金改訂

(単位 円)

競技場	利用区分		一日			午前			午後			時間外		
	一般	高校	中学	一般	高校	中学	一般	高校	中学	一般	高校	中学		
陸上競技場	33,800	23,660	16,900	14,200	9,940	7,100	20,300	14,210	10,150	14,200	9,940	7,100		
補助陸上競技場	6,440	4,500	3,220	3,210	2,240	1,600	4,040	2,820	2,020	3,210	2,240	1,600		
野球場	11,000	7,700	5,500	5,350	3,740	2,670	6,820	4,770	3,410	5,350	3,740	2,670		
サッカー・ラグビー場	11,000	7,700	5,500	5,350	3,740	2,670	6,820	4,770	3,410	—	—	—		
テニスコート	一面あたりの料金・毎正時からの一時間につき(9時～18時)一般:350円/高校生:240円/中学生以下・65歳以上:170円//時間外(9時前及び18時以降)・一般:820円・高校:570円・中学:410円													
水泳場	夏期	50mプール	33,800	23,660	16,900	14,200	9,940	7,100	20,300	14,210	10,150	14,200	9,940	7,100
		25mプール	16,800	11,760	8,400	7,220	5,050	3,610	10,600	7,420	5,300	7,220	5,050	3,610
		飛込みプール	16,800	11,760	8,400	7,220	5,050	3,610	10,600	7,420	5,300	7,220	5,050	3,610
	冬期	50mプール	8,910	6,230	4,450	※左は、1時間あたりの額 / ※夏期=7月1日～8月31日 / ※冬期=9月1日～6月30日								

①入場無料の場合の注意

a 減免率 ①高校生=0.7 ②中学生<小学・幼児>=0.5 ③高齢者<65歳以上>=0.5(利用者が混在する団体は、数の多い区分を適用/10円未満切り捨て)

b 加算率 ①県外利用者=1.3 ②目的外利用=2

c テニスコート(10コート)は、コート単位で貸し出しする。(料金は、円単位を切り捨てた1コートあたりの額)

d 50mプール(10コース)・25mプール(7コース)は、コース単位で貸し出しする。(料金は、円単位を切り捨てた10コース(50mプール)および、7コース(25mプール)あたりの額)

e 使用料の金額は、日毎に、10円単位の単価を基にして計算する。(県外利用者の場合は表示していないため、要注意)

アマチュア	陸上競技場	一般	一日	午前	午後	時間外
			野球場	社会人野球	48,100	19,600
		上記以外	36,700	14,300	22,400	14,300
サッカー・ラグビー場	一般	43,200	18,500	25,700	—	
	生徒・学生	39,500	16,800	23,700	—	

②入場有料の場合の注意点

※1 プロスポーツ団体による試合の場合は、公園管理者(前橋土木事務所)の業務

※使用区分

a 一日=8時30分～17時00分

b 午前=8時30分～12時00分

c 午後=12時00分～17時00分

d 時間外=～8時30分・17時00分～

e 全日=8時30分～22時00分(プロスポーツに適用)

※撮影(入場料徴収なし・県外の場合)
行為許可料+施設基本料×目的外使用(2.0)×県外利用料(1.3)

県立敷島公園競技場 附属施設・附属器具等使用料B 2019.10月より消費税増税のため料金改訂

区分	③時間区分による附属施設使用料					④時間区分による附属施設・附属器具等使用料					⑤夜間照明施設使用料				
	附属施設名	一日	午前	午後	時間外	附属施設名		一日	午前	午後	時間外	点灯別	県外プロ以外	県外プロ	
陸上競技場	会議室	4,330	2,150	2,890	—	陸上競技用具	一式	5,260	2,150	3,090	2,150	全点灯(1,500ルクス)	41,600	145,800	
	雨天練習場	4,330	2,150	2,890	2,150		一点一回	80					2/3点灯(1,000ルクス)	34,000	119,100
	トレーニング室	4,330	2,150	2,890	—	きよ火施設	一式一回	4,830					1/3点灯(500ルクス)	17,000	59,600
	大型映像装置	広告表示なし	31,400	12,900	18,500	3,700/1時間	(陸協設置のハンドマイクは無料)					1/5点灯(300ルクス)	8,580	30,000	
広告表示あり		アマチュアスポーツ以外 上記料金+(広告を掲示する日数×101,800)※4		アマチュアスポーツ 上記料金+(広告を掲示する日数×20,300)※4		1/10点灯(150ルクス)						4,180	14,600		
補助						陸上競技用具	一式	5,260	2,150	3,090	2,150	全点灯		8,800	
							一点一回	80					1/2点灯	5,860	
													2/14点灯	3,760	
野球場	会議室	4,330	2,150	2,890	2,150	大型映像装置	広告表示なし	一式一試合	4,850	—	—	—	全点灯	19,400	96,300
	投球練習場 (※エアコンを利用した場合)	4,330	2,150	2,890	2,150		広告表示あり	アマチュアスポーツ以外	上記料金+(広告を掲示する日数×101,800)※4				1/2点灯	11,500	57,500
	放送報道室	4,330	2,150	2,890	2,150		アマチュアスポーツ	上記料金+(広告を掲示する日数×20,300)※4				1/4点灯	7,530	37,600	
サッカー場	会議室	4,330	2,150	2,890	2,150						⑤夜間照明施設使用注意事項 ※1 使用料＝一時間単位の金額 ※2 利用期間＝4月～11月 ※3 利用時間＝午後4時30分～21時 プロスポーツは22時まで ※4 補助・野球場＝コイン(30分単位)の利用可				
水泳場	大会運営室	4,330	2,150	2,890	2,150	スイミングタイマー	一式	4,820	1,980	2,830				1,980	
管理棟	会議室	4,330	2,150	2,890	2,150	共通	サッカー・ラグビー用器具	一式	1,300	520				760	520
	多目的室	4,330	2,150	2,890	2,150		放送装置	一式	4,820	1,980				2,830	1,980
③時間区分による附属施設使用料 / ④附属施設・附属器具等使用料 注意事項 ※1 時間区分による使用料を定めている附属設備等/ ※2 補助競技場・テニスコート＝拡声装置以外の有料の附属施設はない ※3 テント(大会運営用)を園路に設置した場合 10円/㎡×日数 ※4 大型映像装置(広告表示あり):右欄に掲げる区分により計算した額(広告表示をしない場合の料金)に、広告を表示する催しを実施する日数(二以上の催しにおいて広告を表示する場合は、それぞれの催しごとの広告を表示する日数を合計した数)に各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を乗じて得た額を加えた額 一 アマチュアスポーツ以外のスポーツに利用する場合101,800円 二 アマチュアスポーツに利用する場合20,300円					湯沸室		一室	700	280	400				280	
					温水シャワー		一室	3,600	1,470	2,110	1,470				
					天幕(テント)		一張	1,790	730	1,040	730				
⑥個人利用の運動施設使用料	区分	一般・高校	その他※3	備考		⑥個人利用の運動施設使用料注意事項 ※1 棒高跳・走高跳＝マット代を含め 6点 480円 ※2 ハードル＝8個で一組(セット) 1点 80円 ※3 その他区分の内容 a 中学生、小学生、水泳場は4歳以上 b 65歳以上の方(証明できるものをお持ちください) ※4 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳をお持ちの方とその介護者1名は、⑥表の半額となります。 証明できるものをお持ちください。									
	陸上競技場	160	80	競技場利用申請を提出 券売機で収納・領収書発行											
	雨天練習場	160	80												
	トレーニング室	220	80												
	補助陸上競技場	80	40	券売機により入場券を購入											
	水泳場	夏期(7～8月)	200												100
冬期(9～6月)		410	200												
※1 野球場・サッカーラグビー場＝個人利用を許可しない ※2 テニスコート＝①表の時間単位による料金															